



第 2 回
家具・紙等業界における合法伐採木材等の
円滑な流通・利用促進協議会

事務局資料

2024年2月29日（木）

1. 前回のご指摘事項	3
2. 対象物品の追加	6
3. ガイドライン案の修正	9

1. 前回のご指摘事項

第一回協議会_委員からのご指摘事項

No	業界	団体名	委員名	ご指摘事項	対応の方向性
1	家具	日本オフィス家具協会 日本家具産業振興会	山口委員 松尾委員	<ul style="list-style-type: none"> 監督官庁への報告に当たり、報告単位が「個数」や「重量」など、法律やガイドラインによって異なると事業者の事務手続きが煩雑となるため、考慮して欲しい。 	引き続き検討
2				<ul style="list-style-type: none"> 合法性確認について、CW法とグリーン購入法の2つのルールで確認する場合、事業者の事務負担が大きくなる。両者の管理の仕方を極力同じにして欲しい。 	引き続き検討
3		家具経済同友会 日本DIY・ホームセンター協会	長島委員 関委員	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインについて、大手事業者から中小事業者まで、あらゆる事業者が理解できるよう、分かりやすくして欲しい。 ガイドラインの周知徹底・積極的な広報活動をして欲しい 	引き続き検討
4	紙パルプ	日本洋紙代理店会 連合会	金田委員	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン案の中間材について、木材パルプを中間材に含めないこと自体には異論はないが、「木材パルプの原料となる木材チップ及び紙の原料となる木材パルプについては、中間材には含みません」の一文は、ガイドラインに載せないほうが良いと考えている。木材パルプは対象物品に入っているのに、中間材でまた木材パルプの記述が入ると混乱するのではないかと考えている。 	ガイドライン案に反映

第一回協議会_委員からのご指摘事項

No	業界	団体名	委員名	ご指摘事項	対応の方向性
5	建材等	日本建材・住宅設備 産業協会	宮島委員	<ul style="list-style-type: none"> 追加予定の物品は「戸及びその枠並びに敷居」となっているが、枠並びに敷居や、他に鴨居などは、全て戸の枠を指すものであることから、「戸及びその枠」という言葉が適切である。 	ガイドライン案 に反映
6				<ul style="list-style-type: none"> 「戸及びその枠」の部材や部品について、クリーンウッド法対象となる部材と対象外となる部品を明示して欲しい。 	ガイドライン案 に反映
7				<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン案における「戸及びその枠」の品目定義では、対象となる具体的な物品がわかりにくい。 部材、基材に木材を使用したものという言葉を加えるべき。 	ガイドライン案 に反映
8		全国建具組合 連合会	栗原委員	<ul style="list-style-type: none"> 建具等の製品実態に照らして、物品定義などを検討して欲しい。 	ガイドライン案 に反映

2. 対象物品の追加

対象物品の追加（第1回協議会再掲）

建材等_対象物品

「戸及び枠並びに敷居」を新たにクリーンウッド法対象物品に追加

- EUDRでは対象物品をHSコードに基づき規定しているが、「戸及び枠並びに敷居」については、貿易統計上では「熱帯産木材のもの」、「それ以外の木材のもの」以上の定義がない。
- そのため、クリーンウッド法の運用においては、ガイドラインで「戸及びその枠並びに敷居」の具体的な定義を明らかにする必要がある。
- 以下のような情報を参照し、「戸及びその枠並びに敷居」について、ガイドラインにおける物品定義や分類について案を作成した。

企業・団体名	資料名	公表日	参照箇所
一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会 一般社団法人リビングアメニティ協会	建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）運用ガイド	平成29年9月8日	2ページ この運用ガイドでの整理
国土交通省	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版	令和4年3月23日	216～220ページ 7節 木製建具
一般社団法人リビングアメニティ協会	住宅部品の基礎知識	—	https://www.alianet.org/amenitycafe/interior_door/
大建工業株式会社	建材用語集	—	https://www.daiken.jp/buildingmaterials/glossary/
パナソニックハウジングソリューションズ株式会社	建材・建具の用語	—	https://sumai.panasonic.jp/sumai_create/word/maincategory_06.html
株式会社LIXIL	資材・建具の用語	—	https://www.lixil.co.jp/reform/yougo/shizai/

対象物品の追加

建材等_対象物品

■ 委員からのご指摘事項

No.5

追加予定の物品は「戸及びその枠並びに敷居」となっているが、枠並びに敷居や、他に鴨居などは、全て戸の枠を指すものであることから、「戸及びその枠」という言葉が適切である。



第一次協議会	修正後	備考
➤ 新たに、「戸及びその枠並びに敷居」を対象物品に追加予定	➤ 新たに、「戸及びその枠」を対象物品に追加予定	(変更)

3. ガイドライン案の修正

ガイドライン案_構成

協議会検討事項：対象物品について

1. ガイドラインの意義

2. 木材関連事業者の定義

- (1) 木材関連事業者とは
- (2) 合法性の確認等が義務付けられる木材関連事業者とは
- (3) 小売事業者の木材関連事業者への追加

3. 対象物品について

家具

- ①家具の対象物品
- ②考え方
 - (1)「部材」についての考え方
 - (2)「木材を使用したもの」についての考え方
- ③家具の中間材について
- ④家具における対象物品の定義から外れるもの
- ⑤その他備考

紙パルプ

- ①紙パルプの対象物品
- ②考え方
 - (1)「木材パルプを使用したもの」についての考え方
- ③紙パルプの中間材について
- ④紙パルプにおける対象物品の定義から外れるもの
- ⑤その他備考

建材等

- ①建材等の対象物品
- ②考え方
 - (1)「フローリングのうち、基材に木材を使用したもの」についての考え方
 - (2)「木質系セメント板」についての考え方

- (3)「サイディングボードのうち木材を使用したもの」についての考え方
- (4)「戸及びその枠並びに敷居」についての考え方
- ③建材等の中間材について
- ④建材等における対象物品の定義から外れるもの
- ⑤その他備考

4. 合法性の確認等

- (1) 川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務の履行方法
- (2) 川上・水際の木材関連事業において追加的に実施することが必要な措置
- (3) 木材等を譲り渡すときに必要な措置
- (4) 必要な体制の整備
- (5) 木材関連事業者の登録
- (6) 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する定期報告の義務付け
 - ①一定規模以上とは（閾値について）

5. その他措置

- (1) 素材生産販売事業者による情報提供の義務
- (2) 木材関連事業者が4の(1)のほか、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置

ガイドライン案

紙パルプ_対象物品

■ 委員からのご指摘事項

No. 4

ガイドライン案の中間材について、「木材パルプの原料となる木材チップ及び紙の原料となる木材パルプについては、中間材には含みません」の一文はガイドラインに載せないほうが良いと考えている。



ガイドライン案（第一回協議会）

ガイドライン案（修正後）

備考

中間材

中間材

- 中間材とは、コピー用紙やインクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー、トイレtpペーパー等の原紙を指します。
- 木材パルプの原料となる木材チップ及び紙の原料となる木材パルプについては、中間材には含みません
- ティッシュペーパーの箱やトイレtpペーパーの芯、コピー用紙の包装紙などの付帯品も中間材には含みません。

- 中間材とは、コピー用紙やインクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー、トイレtpペーパー等の原紙を指します。
- ティッシュペーパーの箱やトイレtpペーパーの芯、コピー用紙の包装紙などの付帯品も中間材には含みません。

(削除)

ガイドライン案

建材等_対象物品

■ 委員からのご指摘事項

No. 6

「戸及びその枠」の部材や部品について、クリーンウッド法対象となる部材と対象外となる部品を明示して欲しい。

<対象物品の部材の考え方・案1>

施行規則規定	対象物品		部材の例	部材から除かれる「部品」の例
	分類			
戸	内装ドア（出入口、収納部）	表面材、芯材、棧材、コア材 仕上材、框材、組子、化粧 縁、鏡板、腰板、大手張り	把手(レバーハンドル)、引手、丁番、戸車、吊車、ラッチ、施錠装置、明かり窓、レバーストッパー、ドア・クローザ、ドアストッパー、消音パッキン、指はさみ防止材、ドアアイ、新聞受、上げ落とし類、ドアガード・用心鎖類等の部品（鍵などの付属品を含む）	
	ふすま・戸ふすま			
	障子			
	玄関ドア			

※部材の例：一般財団法人ベターリビング「優良住宅部品認定基準 内装ドア」P4等を基に作成

※部品から除かれる「部品」の例：一般財団法人ベターリビング「優良住宅部品認定基準 内装ドア」P5「付属部材」より扉に付くもの、同「玄関ドア」P3「付属部品」より扉に付くものを抜粋

案1	メリット	デメリット
	➤ 対象部材を詳細に記載し明確化	➤ 実務上で確認事項・作業が増加する懸念あり

ガイドライン案

建材等_対象物品

■ 委員からのご指摘事項

No. 6	「戸及びその枠」の部材や部品について、クリーンウッド法対象となる部材と対象外となる部品を明示して欲しい。
-------	--

<対象物品の部材の考え方・案2>

対象物品		基材の例	基材から除かれる「部品」の例
施行規則規定	分類		
戸	内装ドア（出入口、収納部）	パネル本体	把手(レバーハンドル)、引手、丁番、戸車、吊車、ラッチ、施錠装置、明かり窓、レバーストッパー、ドア・クローザ、ドアストッパー、消音パッキン、指はさみ防止材、ドアアイ、新聞受、上げ落とし類、ドアガード・用心鎖類等の部品（鍵などの付属品を含む）
	ふすま・戸ぶすま		
	障子		
	玄関ドア		

※基材から除かれる「部品」の例：一般財団法人ベターリビング「優良住宅部品認定基準 内装ドア」P5「付属部材」より扉に付くもの、同「玄関ドア」P3「付属部品」より扉に付くものを抜粋

案2	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 運用上のわかりやすさを重視 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ パネル本体の構成部材の詳細が不明

ガイドライン案

建材等_対象物品

■ 委員からのご指摘事項

No. 7

ガイドライン案における「戸及びその枠」の品目定義では、対象となる具体的な物品がわかりにくい。部材、基材に木材を使用したものという言葉を加えるべき。

ガイドライン案（第一回協議会）

- 戸とは、**部屋の内部及び外部との仕切りに用いる開閉できる建具**を指します。
- 開閉機構によって「開き戸」「引戸」「吊戸」「折戸」があります。
- 開き戸は、蝶番で前後に開閉する扉を指します。
- 引戸は、開口部の上下のレールに戸を噛ませ、水平方向にスライドさせて開閉する戸を指します。ふすま、戸ぶすま、障子も引戸に含まれます。
- 吊戸は、引戸のうち上部のレールのみで戸を噛ませたものを指します。
- 折戸は、開いた際に扉自身が折りたためる戸を指します。
- 枠は、**戸を取り付けるための枠**を指します。
- 敷居は、**戸をはめ込むために下部に敷かれた水平部材**を指します。

ガイドライン案（修正後）

- 戸とは、以下のもののうち部材に木材を使用したものを指します。**
- **居室、便所等の屋内の出入口及び収納部に用いる建具（内装ドア）（※1）**
 - **建築物の外壁面及び屋内隔壁の出入口に用いる建具（玄関ドア※窓・サッシは除く）（※2）**
- 開閉機構によって「開き戸」「引戸」「吊戸」「折戸」があります。
 - 開き戸は、蝶番で前後に開閉する扉を指します。引戸は、開口部の上下のレールに戸を噛ませ、水平方向にスライドさせて開閉する戸を指します。ふすま、戸ぶすま、障子も引戸に含まれます。
 - 吊戸は、引戸のうち上部のレールのみで戸を噛ませたものを指します。
 - 折戸は、開いた際に扉自身が折りたためる戸を指します。
- 枠とは、敷居、鴨居、縦枠など戸を取り付けるための枠のうち、基材に木材を使用したものを指します。**

(追加)

(変更)

(追加)

(削除)

(削除)

(※1) 一般財団法人ベターリビング「優良住宅部品認定基準 内装ドア」を基に作成

(※2) 一般財団法人日本規格協会「JIS A 4702 : 2021」を基に作成

ガイドライン案

建材等_対象物品

省令（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成29年5月1日））

ガイドライン案

中間材

➤ 物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの

➤ 木材を使用しているものは全て対象となります。

建材等の対象物品の定義から外れるもの（※3）

- 面材系：壁材・腰壁、天井材（軒天井を含む）
- ~~建具系：建具（室内ドア、クローゼット扉、間仕切、玄関ドアなど）、建具枠~~
- 階段系：スライドタラップ、ロフトタラップ、階段ユニット（側板、桁、巾木、踏板、踊り場、上段框、蹴込板などの部材を含む）
- 造作材系：巾木、回り縁、出隅、入隅、額縁、見切、窓枠、窓台、無目枠、カーテンボックス、笠木、手摺ユニット、長押、~~鴨居、敷居、縦枠~~、付け柱、畳寄、框、式台、カウンター（板状で壁等に固定するもの）、棚板（押入等に設置するもの）
- 家具系：建材・家具以外の機能が付加されたもの（掘こたつユニット、床暖房、床下収納ユニット、畳コーナーユニットなど）
- エクステリア系：濡れ縁、ウッドタイル、デッキパネル・化粧板：化粧繊維板・化粧パーティクルボード

（※3）一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会・一般社団法人リビングアメニティ協会
「建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）運用ガイド」（平成29年9月8日）_P2を基に作成